アスモア税理士法人

2025.1.15 発行

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお慶び申し上げます。より一層皆様のお役に立てるよう、社員一同精進いたしますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、早くも確定申告期間が近づいて参りました。

今回は、「令和 6 年分確定申告の変更点」についてご紹介いたします。

令和 6 年分確定申告の変更点

定額減税における確定申告書への記載方法

定額減税の適用を受けることができる方は、令和６年分所得税の納税者である居住者で、令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が 2,000 万円以下である方）です。

確定申告書第一表に次の通り定額減税にかかわる記載項目が追加されていますので、扶養親族の人数に応じた金額の記載が必要です。

【記載例】

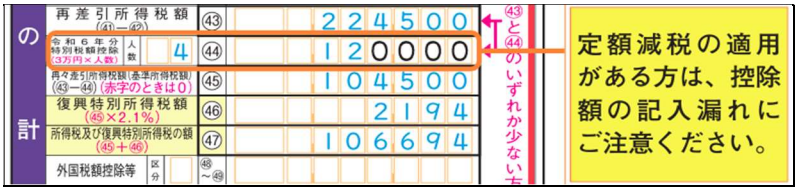

また、第二表の「配偶者や親族に関する事項」には、定額減税の対象となる扶養親族である場合には右端の「その他」欄に「2」を記入します。

国税庁：「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」より抜粋

令和７年１月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

令和７年１月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました。

書面申告等による申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）することとなります。

必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理が必要です。

なお、令和７年１月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者には配布されます。

郵送等の場合は、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても当分の間同様の対応となります。

国税庁：「令和７年１月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」より抜粋

子育て世帯に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯等に対し借入限度額を、認定住宅は 5,000 万円、ＺＥＨ水準省エネ住宅は 4,500 万円、省エネ基準適合住宅は 4,000 万円へと上乗せする措置は、令和 6 年限りとされていましたが令和 7 年度まで引き続き実施されることとなっています。

対象となるのは、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する方、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する方又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する方です。

財務省：「令和６年度税制改正の大綱の概要」より抜粋

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽に**アスモア税理士法人**にご相談ください。
ＴＥＬ：０９２－７２６－２３５０